初任給・昇格・昇給等に関する規程

○規程制定　（平成５年４月１日）
○第１回改正（平成１９年４月１日）
○第２回改正（平成２２年４月１日）
○第３回一部改正（平成２５年２月１１日理事会）
○第４回一部改正（令和５年９月５日理事会）
○第５回一部改正（令和６年３月１９日理事会）
○第６回一部改正（令和６年６月７日理事会）
○第７回一部改正（令和６年１２月２７日理事会）

社会福祉法人

大　川　市　福　祉　会

社会福祉法人大川市福祉会
初任給・昇格・昇給等に関する規程

（目的）
第１条　この規程は社会福祉法人大川市福祉会　給与規程第４条第５項に基づき、職員の初任給・昇格・昇給等に関する事項を定めることを目的とする。

（定義）
第２条　この規程における学歴・免許等の資格の適用範囲については、学歴・免許等資格区分表（別表１）の定めるところによる。
２　「経験年数」とは、採用前に他の事業所等に在職した経験年数（この規程において経歴換算表（別表２）によりその年数に換算された年数）をいう。

（級別資格基準表）
第３条　職員の職務の級を決定する場合に必要な資格は，級別資格基準表(別表第３)に定めるとおりとする。
２　級別資格基準表は，学歴欄の区分に応じて適用する。この場合において，それぞれの区分に対応する同表の級欄に定める上段の数字は当該職務の級に決定するための必要在級年数を，下段の数字は当該職務の級に決定するための必要経験年数を示す。
３　必要在級年数とは職員を昇格させる場合に必要な１級下位の職務の級に在職した年数をいう。

（職務の級）
第４条　新たに職員となった者の職務の級を決定する場合は，その職務に応じ，かつ，級別資格基準表に定める資格を有する職務の級に決定しなければならない。

（初任給の基準）
第５条　新たに職員となる者の職務の級及び号俸は、初任給基準表（別表４）に掲げる基準により決定する。ただし、採用困難職種等については、理事長が施設長（管理者）と協議して決めることができる。
２　初任給基準表（別表４）の有資格とは、社会福祉士、介護福祉士、看護師等の有資格者であって、その職務に採用される者をいう。
３　新たに職員となった者が、経験年数を有する場合においては、前項の初任給基準表による号俸に、経歴換算表（別表２）により換算された期間を１２で除した期間１年につき３号俸を加えた号俸をもって初任給とする。

（昇格の基準）

第６条　職員の上位の職務の級への昇格に必要な標準的な職務は級別標準職務表（別表５）に定めるとおりとする。ただし、職務の特殊性により特に昇格させる必要があると認めた場合はこの限りでない。

（昇格の際の号俸）

第７条　職員を昇格させた場合におけるその者の号俸は、昇格した日の前日に受けていた給料月額と同じ額が昇格した職務の級にあるときはその号俸（同額がない場合は直近上位の額の号俸、最低の号俸に達しないときはその職務の級の最低の号俸）の１号俸上位の号俸とする。ただし、３級への昇格の場合は２号俸、４級・５級への昇格の場合は３号俸上位の号俸とする。

２　職員を昇格させた場合の号俸の決定について、職務の特殊性に基づき前項の規定により難い場合は理事長がこれを決定する。

（降格の際の号俸）

第８条　職員を降格させた場合におけるその者の号俸は、次の各号に定める号俸とする。

（１）職制の改廃等により降格させた場合は、降格直前に受けていた給料月額と同じ額とすることができる。

（２）就業規則第４１条第２項により降格させた場合は、降格直前に受けていた給料月額が降格した職務の級における号俸のうちにあるときは、その号俸、ないときは直近下位の号俸とする。降格直前に受けていた給料月額が降格した職務の級における最高の号俸を超えるときはその職務の級における最高の号俸とする。

２　前項の規定により定められる職員の号俸が部内の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、前項の規定にかかわらず理事長がその者の給料月額を決定する。ただし、この場合、降格直前に受けていた給料月額を超えることはできない。

（昇給の時期）

第９条　職員の昇給時期は４月１日とする。

（昇給）

第１０条　職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから１２月をくだらない期間、業績評価の段階がＢ評価以上の成績で勤務したときは、３号俸上位の号俸に昇給させることができる。

ただし、満~~５５~~６０年からは２号俸上位の号俸昇給とする。~~満６５年からは~~

~~昇給停止とする。~~

2　前項の規定にかかわらず、新規採用された職員については、職員が現に受けている号俸を受けるに至ったときから12月をくだらない期間、業績評価の段階がＢ評価以上で勤務したときは、1号俸上位の号俸に昇給させることができる。

ただし、期間は新規採用後７年間とし、現職職員については、初任給号俸差額に対して在職調整を行うものとする。

~~3　新たに職員となった職員の昇給については、現に受けている号俸を受けるに至った時から最初の３月３１日までの期間、良好な成績で勤務したときは、現に受けている号俸の月数を４で除して得られた号俸（端数は切り捨てる。）上位の号俸に昇給させることができる。~~

~~4~~ 3　４月１日以外に昇格又は降格した職員の昇給については、現に受けている号俸の期間に昇格前又は降格前に受けていた号俸の期間を加えた期間の月数を４で除して得られた号俸（端数は切り捨てる。）上位の号俸に昇給させることができる。

~~5~~ 4　第９条の規定により昇給した職員の昇給については、現に受けている号俸の期間に昇給前に受けていた号俸の期間を加えた期間の月数を４で除して得られた号俸（端数は切り捨てる。）上位の号俸に昇給させることができる。

5　無資格者で採用された職員が、別表1学歴・免許等資格区分表に定める資格を取得した場合は、第9条（昇給の時期）の規定にかかわらず、資格取得を証する書面を提出した月（月の初めに提出した場合はその月）の翌月から、給料月額を別表4初任給基準表の号俸差額に則り、変更することができる。

（特別昇給）

第１１条　職員の業績評価の段階がＡ評価以上である場合においては、第９条の昇給時期に関わらず理事長の承認を得て現に受けている号俸より上位の号俸に昇給させることができる。

（復職時等における調整）

第１２条　休職、又は休業のため勤務しなかった職員の昇給は休職期間等調整換算表（別表６）により換算して得られた期間引き続き勤務した期間とみなして復職時又は復職等の日後最初の昇給日に昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。

（雑則）

第１３条　この規程に定めのない事項については別に定める。

附　則

この規則は、平成５年４月１日より施行する。

附　則

この規則は、平成１９年４月１日より施行する。

附　則

この規則は、平成２２年４月１日より施行する。

附　則

この規則は、平成２５年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和６年４月１日より施行する。

附　則

この規程は、令和６年６月７日から施行し、令和６年５月１日より適用する。

附　則

この規程は、令和６年１２月２７日から施行し、令和７年４月１日から適用する。

別表１

学歴・免許等資格区分表

学歴免許等の区分		学歴免許等の資格
基準学歴区分	学歴区分	
１ 大学卒	一　博士課程修了	(1)　学校教育法(昭和22年法律第26号)による大学院博士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	二　修士課程修了	(1)　学校教育法による大学院修士課程の修了 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	三　専門職学位課程修了	学校教育法による専門職大学院専門職学位課程の修了
	四　大学6卒	(1)　学校教育法による大学の医学若しくは歯学に関する学科(同法第53条ただし書に規定する学部以外の教育研究上の基本となる組織を置く場合における相当の組織を含む。以下同じ。)又は獣医学に関する学科(修業年限6年のものに限る。)の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	五　大学専攻科卒	(1)　学校教育法による4年制の大学の専攻科の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	六　大学4卒	(1)　学校教育法による4年制の大学の卒業 (2)　国立看護大学校看護学部の卒業 (3)　気象大学校大学部(修業年限4年のものに限る。)の卒業 (4)　海上保安大学校本科の卒業 (5)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
２ 短大卒	一　短大3卒	(1)　学校教育法による3年制の短期大学の卒業 (2)　学校教育法による2年制の短期大学の専攻科の卒業 (3)　学校教育法による高等専門学校の専攻科の卒業 (4)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格

	二　短大2卒	(1)　学校教育法による2年制の短期大学の卒業 (2)　学校教育法による高等専門学校の卒業 (3)　学校教育法による高等学校、中等教育学校、盲学校、聾学校又は養護学校の専攻科(2年制の短期大学と同程度とみなされる修業年限2年以上のものに限る。)の卒業 (4)　航空保安大学校本科の卒業 (5)　海上保安学校本科の修業年限2年の課程の卒業 (6)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	三　短大1卒	(1)　海上保安学校本科の修業年限1年の課程の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
3 高校卒	一　高校専攻科卒	(1)　保健師助産師看護師法による准看護師学校又は准看護師養成所の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	二　高校3卒	(1)　学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は盲学校、聾学校若しくは養護学校の高等部の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
	三　高校2卒	(1)　保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校又は准看護婦養成所の卒業 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格
4 中学卒	中学卒	(1)　学校教育法による中学校若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の中学部の卒業又は中等教育学校の前期課程の修了 (2)　上記に相当すると人事院が認める学歴免許等の資格

備考

この表の「准看護師学校」及び「准看護師養成所」は、それぞれ平成13年法律第153号による改正前の保健婦助産婦看護婦法による准看護婦学校及び准看護婦養成所を含む。

別表２

経歴換算表

<table>
<tr><th colspan="2">経　　歴</th><th>換　算　率</th></tr>
<tr><td rowspan="2">民間社会福祉事業の施設、団体の職員としての在職期間</td><td>職員の職務とその種類が類似する職務に従事した期間</td><td>１００
１００　以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>８０
１００　以下（施設内の他の職員との均衡を著しく失する場合は、
１００
１００　以下）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公務員、公共企業体、民間における企業体の職員としての在職期間</td><td>職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間</td><td>１００
１００　以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間</td><td>８０
１００　以下</td></tr>
<tr><td colspan="2">学校または学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期限に限る）</td><td>１００
１００　以下</td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の期間（A）</td><td>その職務についての経験が職員としての職務に役立つと認められるもの</td><td>５０
１００　以下</td></tr>
<tr><td>その他の期間（B）</td><td>２５
１００　以下</td></tr>
</table>

別表３

級別資格基準表

別表３　級別資格基準表
給料表（一）適用職員

職務の級 学　歴	１　級 一般職	２　級 一般職	３　級 主任・サビース管理者	４　級 管理者・事務局長補佐	５　級 施設長・事務局長・本部長
大　学　卒		6	0	0	0
	0	6	6	6	6
短　大　卒		8	0	0	0
	0	8	8	8	8
高　校　卒		１０	0	0	0
	0	１０	１０	１０	１０
中　学　卒		１３	0	0	0
	0	１３	１３	１３	１３

別表４

初任給基準表

学　歴 資　格	高校卒	短大卒	大学卒
無　資　格	１級２０号俸	１級２８号俸	１級３６号俸
有　資　格	１級２４号俸	１級３２号俸	１級４０号俸

別表５

級別標準職務表

別表５　級別標準職務表

職務の級	標　準　的　な　職　務
１級	定形的な業務、知識経験を必要とする業務を行う職務 生活指導員、職業指導員、就労支援員、指導員・保育士、精神保健福祉士、相談支援専門員、事務員等
２級	係の次期主任、次期（第２）サービス管理責任者 特に高度の知識、経験を必要とする業務を行う職務 相当の経験を有する生活指導員、職業指導員、就労支援員、指導員・保育士、精神保健福祉士、相談支援専門員、事務員等の無期契約職員を含む職務

３級	係の主任の職務、サービス管理責任者 相当の経験を有する主任及びサービス管理責任者の職務
４級	事務局長補佐、管理者の職務 相当の経験を有する施設長・事務局長及び管理者の職務
５級	施設長、事務局長、本部長の職務

別表６

休職期間等調整換算表

事　　由	引き続き勤務しない期間についての換算率
公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による休暇	３分の３以下
私傷病による休暇	３分の１以下
社会福祉法人大川福祉会　常用職員就業規則に定める介護休業休暇	２分の１以下